

一般貨物自動車運送事業の事業停止処分

令和7年1月31日現在

(令和5年10月～令和5年12月)

行政処分の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分の内容	主な違反条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年11月26日	株式会社 ライフパートナー(法人番号3120001186955)代表者 中川 昭治	大阪府大阪市住吉区遠里小野1丁目7番30号	本社	大阪府大阪市住吉区遠里小野1丁目7番30号	事業停止(7日間) 輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年2月27日及び同年3月19日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。合計8件の違反が認められた。事業停止については、(1)無免許運転下命・容認(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第1項)。使用停止については、(1)疾病、疲労等のおそれのある業務(安全規則第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【全て記録なし】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	9	9

次の更新は令和7年4月です。